

令和元年10月1日から 幼児教育・保育の無償化が 開始されます

新制度幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する方

【対象者・利用料】

- **新制度幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用者負担額が無償化されます。**
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。
 - 通園送迎費、行事費、副食(おかず・おやつ等)の費用などは、保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
- **0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用者負担額が無償化されます。**

【対象となる施設・事業】

- **新制度幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。**

(注)地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する方

【対象者・利用料】

- **無償化の対象となるためには、東村山市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**

(注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)を満たしている必要があります。

- **幼稚園の利用に加え、月額450円を上限に預かり保育の利用料が無償化されます。(月額最大1.13万円まで)**

認可外保育施設等を利用する方

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、東村山市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1)原則、保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)を満たしている必要があります。

- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。**

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。**

(注)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。**

幼児教育・保育の無償化の対象と範囲

★に該当する方は、新たに認定申請が必要となります

	認可保育所等 認定こども園(保育)	新制度幼稚園 認定こども園(教育)		新制度未移行幼稚園		認可外保育施設等 (一時保育等含む)
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳クラス	○ (利用者負担0円)	○ (利用者負担0円)	★ (月額上限450円)	★ (月額上限25,700円)	★ (月額上限450円)	★ (月額上限37,000円)
市民税非課税世帯の 0～2歳クラス	○ (利用者負担0円)	—	—	—	—	★ (月額上限42,000円)
満3歳児	—	○ (利用者負担0円)	×	★ (月額上限25,700円)	×	—
市民税非課税世帯の 満3歳児	—	○ (利用者負担0円)	★ (月額上限450円)	★ (月額上限25,700円)	★ (月額上限450円)	—

問い合わせ先: 東村山市 子ども家庭部 子ども育成課

TEL:042-393-5111

MAIL:kodomoikusei@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp